1. 金利引下げにより影響を受ける規模

消費者金融・信販・クレジットを中心に 利用者:約1,500万人(推計) 融資残高:約18~20兆円(推計)

過去の金利引下げ時における、マーケット規模と、直接影響を受けた推計値

83年11月109.5%→73% 市場全体の約26%(約7千億円)が影響 86年11月 73.0%→54.75% 市場全体の約25%(約1兆1千億円)が影響 91年11月54.75%→40.004% 市場全体の約10%(約1兆2千億円)が影響 00年6月40.004%→29.2% 市場全体の約20%(3兆1千億円)が影響

29.2%→18%?? 市場全体100%(18~20兆円)が影響

マーケット全体を直撃、過去に例を見ない 影響の可能性

3. 影響を受けるキャラクター像 (7社集計から)

以下の要素が含まれる資金需要者は、与信供与が下げ られるか又は、排除される可能性が高くなる



代表的な庶民像への与信供給は絶たれる

2. 国民への影響の考察

(7社集計から)※武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販、 GEコンシューマー・ファイナンス、CFJ ※名寄せが行われておらず、実人数については見込み値となります

◇約105万人の新規与信供与が閉ざされる

◇約386万人の従来与信供与を受けていた人達の与信が閉ざされる

平成17年実績に対する試算の実施

<新規> 実績 契約者数191万人 契約率 53.7%

《18%モデル試算》 契約可能者約86万人へ減少 契約率 24.1%

約105万人の資金需要者が契約拒否となる(貸し渋り?)

※マーケット全体では、この数値を大きく上回るものと考えられる

〈既存利用者〉 現在、1123万人へ与信供与実施

与信供与可能件数 約737万人へ減少 与信供与率57.5%

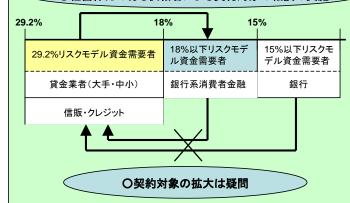
約386万人への与信供与が停止となる(貸し剥がし?) (総口座数に対する与信供与率が、約87.6%→57.5%となる) ※マーケット全体では、この数値を大きく上回るものと考えられる

4. 受け皿は存在しない

現在無担保個人向けローンを取り扱っている業態

🔾 〇経営体力のない供給者の廃業 之

〇経営体力のある供給者による契約対象の転換の実施





5. 行き場を無くした資金需要者の行方…

全ての資金需要者が適切な所得コントロールを行えば、「行き場」は なくならないとは考えるが、現実問題として、そのように合理的な行動を とるかは疑問である。

1)経済破綻者の発生増大の可能性

- ・供給を遮断された需要者の経済的破綻の可能性
- →公共料金・年金未納等の発生や生活保護増加の可能性

(英国DTI(貿易産業省調査による)

2) 自己破産・民事再生などの法的手続きにより リセットを図る資金需要者の増大の可能性

・所得と負債のコントロールを失った資金需要者にとって適切なアドバイス を受ける事が出来るカウンセリング機関が必要だが現状未整備な状態

3)一部はヤミ金(非正規業者)に流れる可能性

- ・00年引下げ時における因果関係は明らかではないが、明らかに同じ時期の 動きとして、被害が増大している。
- ・過去の直接的影響規模から、引き下げられた場合の影響性は類を見ない 結果となる可能性がある。

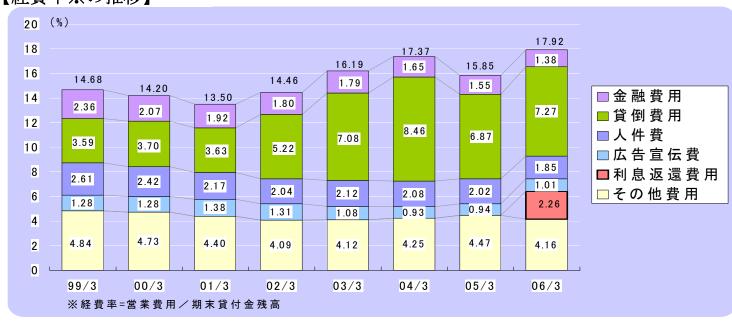
◆平均金利と経費率の推移

【平均貸出金利の推移】



出所:消費者金融連絡会(2006)

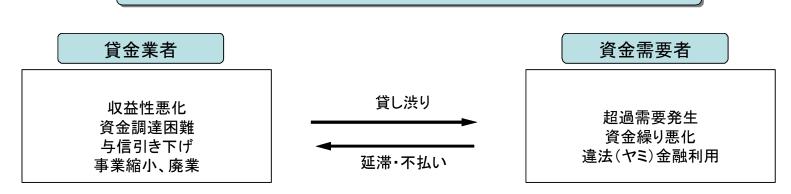
【経費率※の推移】



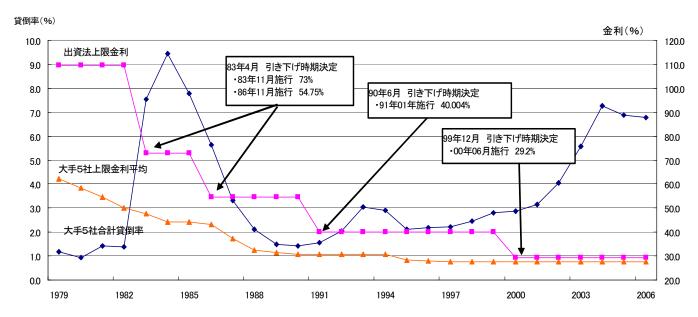
出所:消費者金融連絡会(2006)

◆これまでの規制金利引上げと貸倒への影響

市場が(資金需要者も、貸金業者も)混乱する



1983年(昭和58年)以降の規制金利引き下げと貸倒率の状況



個人向け貸付状況

		金額(単位百万)
銀行等		
	住宅ローン * 1	93,094,400
	 消費者ローン * 2	8,464,200
	銀行計	101,558,600
消費者信 * 3	用会社(ノンバンク)	
	販売信用*4	40,194,500
	消費者ローン	10,180,000
	消費者金融会社	10,284,500
	消費者信用会社計	60,659,000
公的機関] *5	
	住宅ローン	57,163,200
		219,380,800

*1 住宅ローン *2 消費者ローン: (出所)日銀ホームページ統計資料/資金循環/時系列データ/国 内銀行/2005年度末実績

*3 消費者信用会社(ノンバンク):百貨店・量販店・通信販売会社・自動車ディーラー・電機メーカー系クレジット会社・信販会社・中小小売商団体・個品割賦購入あっせん業者等・自動車メーカー系販売金融会社・流通系クレジット会社・銀行系クレジット会社・及び消費者金融会社(出所)日本の消費者信用統計/平成18年版

*4 販売信用:消費者信用のうち、販売に伴って発生する信用システム、個品割賦購入あっせん・クレジットカードショッピングなどを指す、消費者ローンは販売信用を行う会社のキャッシング部分を指す。

*5公的機関:住宅金融公庫·都市基盤整備公団·地方公共団体·年金資金運用基金·雇用能力開発機構·沖縄振興開発金融公庫 (出所)日本の消費者信用統計/平成18年版

貸金業としての、過剰貸付けへの対応と 貸金業制度の在り方について

資金需要者保護の強化と貸金業界の健全な発展

- 〇貸金業への参入規制強化
- 〇自主規制団体である、貸金業協会へ加盟義務付け
- ○個人信用情報センター情報の取得義務付け
- 〇グレーゾーン金利の撤廃 (資金需要者保護を目的とした、法17条、18条、43条の明確化)
- ○貸金業規制第13条1項の監督強化 (個別ケース毎に指導・監督を可能とする。また、マクロ・ミクロの両面から見た 多重債務問題の研究と検討の必要性)
- ○立法、行政、産業が連携したカウンセリング機関整備の実施
- ○サービサー法適用債権の拡大により、遵法回収の促進

より安心してご利用いただくために ~多重債務問題への取り組み~

《消費行動診断サービス》

利用者が消費行動や金銭感覚を自ら確認し、適切な借り入れを行うにあたり参考として頂く事を目的とし開発・導入。

- ○インターネットやリーフレット(店頭、ATMコーナー設置)で実施
- ○YES、NO形式の質問により、金銭感覚の傾向を3分類し(浪費タイプ、要注意タイプ、しっかりタイプ)、その分類毎に注意点、改善点を解説します。
- ○対象者/利用者、一般消費者

《家計管理診断サービス》

返済に不安のある利用者や融資をお断りした方を対象に、家計収支の早期改善、 多重債務の未然防止を目的とし開発・導入。

- ○家計収支表の作成(インターネット、店頭)
- ○家計の健全性を分析し、収支に問題がある場合は、注意点、改善点を解説します (監修:井原慶応大学名誉教授)。
- ○結果に応じて、必要な返済相談または、相談機関の案内の実施を行います。
- ○対象者/利用者、申込者、一般消費者

《啓発リーフレットの配付》

上記「消費行動診断サービス」との掲載と計画的な利用を促進することを目的に、キャッシングに於ける注意点や返済早見表の掲載。

《リボルビング取引における計画的な返済の支援》

リボルビング取引の利便性を維持しながら、利用者に健全かつ計画的な返済を促すために、返済期間が最長でも5年以内となる商品の提供を行います。

《借り過ぎ防止キャンペーン実施》

テレビ、新聞、交通広告を中心に、「気づき」をコンセプトとしたキャンペーンの実施を 行います。

《セーフティネット構築に向けた団体の設立》

多重債務問題への取り組みの一環として、全国を網羅したカウンセリング窓口の早期実現を目的に、全国貸金業協会連合会と協働し、年間50億円を5年間計250億円を目処とした団体の設立を行います。当団体では、目的を実現できる必要な機関への助成を実施していく予定とします。

1. 上限金利引下げにより影響を受けるマーケットボリュームについて

- ◇(仮説)2006 年改正?(出資法 29.2%→利制法)
- →現在出資法金利帯でビジネスを展開している全ての業態に影響を及ぼす。その規模は、約18~20 兆 円に上るものであると推測できる。(資料1)
- ◇ 即ち、83 年以降、4 度に亘り上限金利引下げが行われてきたが、影響を受けてきたマーケットボリュームは、ご 〈限られたものであった。(資料2)
- ◇ 83 年以降の金利引下げにより、約 80%もの引き下げが行われてきた結果、殆どの業態が現状の出資法金利 帯に集約してきたため、今回、上限金利の引き下げは、ノンバンクにおける無担保消費性ローン市場全体に対 するインパクトとなる。

《資料1》現在、任意金利帯でビジネスを行っている規模の推計

日本の消費者信用統計					
日本クレジット産業協会	会 平成 18 年版				
融資残高(億円					
消費者金融専業者	101,917				
クレジット会社等	102,291				
クレシ゛ットカート゛キャッシンク゛	75,991				
その他消費者ローン	26,300				
合計	204,208				

金融庁業務報告書集計(平成 16 年 3 月) (平均金利 18%超過業態の合計値を集計)					
(平均金利 10%超過耒幣の	合計値を集計/ 融資残高(億円)				
 消費者向け無担保貸金事業者	117、169				
カリカード会社	16,202				
信販会社	50,870				
質屋	438				
日賦貸金業者	607				
合計	185,286				

《資料2》過去の金利引下げ時における、マーケット規模と引き下げの直接的影響を受けた推計値

	上限金利	マーケット規模(億円)	(推計)影響規模(億円)
83年11月	109.5%→73.0%	29,001(19,305)※1	7,597※2
86年11月	73.0%→54.75%	45,448(20,817)	11,275%2
91年11月	54.75%→40.004%	120,897(36,430)	12,904%2
00年6月	40.004%→29.2%	171,356(95,948)	34,000%2
???	18.0%??	約 18~20 兆円	約 18~20 兆円
		(専業約12兆円)	(専業約 12 兆円)

(出所)金融庁業務報告書集計から、無担保貸金業者、クレジットカード会社、信販会社、質屋、日賦業者を集計 ※1/JCFA「消費者金融白書昭和59年版」から

※2/消費者金融専業マーケット総額から、大手消費者金融会社を除した数値

2. 国民経済に対する上限金利引下げによる影響(専業大手7社からの推計)

- ◇国民の資金需要に応えられなくなる規模について
 - 1)これからの新規需要者への影響
 - ・ 平成 17 実績に対する 18%モデル試算による、与信供与拒否者合計数値

2	平成 17 年度実	績	左記を18%	リスクモデルで	与信供与を受けられない		
		(千人)	与信判	断した場合	資金需要者数(b)-(c)		
申込者数	契約者数	契約率	契約者数	契約率	(千人)		
(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(a)			
3,558	1,912	53.7%	857	24.1%	1,055		

2) 今までの資金需要者への影響

・ 18%リスクモデルに置き直した場合の与信供与拒否者合計数値

3	平成 17 年度実	績	左記を 18%!	Jスクモデルで	
		(千口座)	与信判断	した場合	与信供与を受けられない
口座数	与信供与可	与信供与率	与信供与	与信供与率	資金需要者数(b)-(c)
(a)	能者数(b)	(b)/(a)	可能者数(c)	(c)/(a)	(千人)
12,817	11,235	87.6%	7,372	57.5%	3,863

3)7社のシェアから見る消費者金融市場における影響の考察

◇専業マーケットの約 70%を現状占めている

^ = 1 + 3/4 = 5 + 5 + 5 + 5 + 5 + 5 + 5 + 5 + 5 + 5	(T 1) 10 5 0 D 1)		
金融庁業務報告書集計	(平成 16 年 3 月末)		
無担保個人向け	報告業者数	7 社合計残高	シェア率
ローン残高			
105,674	5,186	75,520	71.4%

(億円)

◇収益構造の考察

1. 平成 11 年における費用構造(早稲田大学ワーキングペーパーから)

中小企業から大手までの収益及び費用の状況(1999年度)

出資法上限金利29.2%を上回る費用を要する層

総貸付残高に対する割合と自己資本比率、平均調達金利(%)

総貸付残高	サンプル	営業			営業						自己資本	平均調達
(円)	数	収 益	貸付金 利息	その他 利 息	費用	借入金 利 息	貸 倒損 失	人件費	広 告 宣伝費	その他 費 用	比率	金利
3千万未満	14	36.4	31.6	4.9	32.7	1.5	5.7	14.4	0.2	11.2	82.4	20.8
3千万~ 1億未満	24	33.2	25.1	8.2	31.2	2.4	3.4	14.2	1.6	9.3	64.3	9.1
1億未満~ 5億未満	37	35.9	27.2	8.7	33.3	3.9	4.5	13.9	1.3	9.7	46.0	6.9
5億~ 10億未満	16	33.0	26.5	6.6	29.6	4.0	5.2	9.4	2.2	8.4	16.5	5.6
10億~ 30億未満	25	34.6	31.0	3.6	29.6	6.8	4.4	8.5	2.1	8.0	19.4	7.2
30億~ 100億未満	14	30.9	28.4	2.5	26.4	5.8	4.2	5.6	2.4	8.4	20.7	5.7
100億~ 300億未満	10	35.2	34.1	1.2	27.8	7.4	4.1	4.5	2.7	8.8	19.2	5.0
300億~ 1,000億未満	7	34.6	32.8	1.8	28.4	6.1	4.6	5.5	1.8	10.5	16.0	4.4
1,000億~5,000億未満	5	30.3	29.3	1.0	21.9	4.0	4.4	4.8	2.2	6.4	10.1	5.7
5,000億以上	4	24.5	23.5	1.0	14.1	2.1	3.1	2.4	1.3	5.3	27.8	2.6

2. 平成 16 年における費用構造(JCFA消費者金融白書から)

●貸付残高に対する営業利益、経費、営業利益の比率

平成15年4月~平成16年3月の1年間(経営実態調査)

	営業収益	経費計	人件費	広 告 宣伝費	貸 倒 償却費	資 金調達費	その他	営業利益	<参考> 営業利益 平成14年4月~ 平成15年3月
全体	25.1	23.3	6.3	1.7	6.0	3.4	5.9	1.6	2.5
10億円未満	25.0	24.8	8.4	1.7	4.3	3.5	6.9	▲0.3	0.7
10億円~50億円未満	25.1	22.2	6.8	1.8	6.1	2.7	4.8	2.8	3.6
50億円~100億円未満	26.0	23.4	5.0	2.0	4.0	6.0	6.4	2.2	3.4
100億円~500億円未満	25.6	26.2	6.6	2.3	6.2	4.5	6.6	▲0.6	2.6
500億円~5,000億円未満	25.1	22.6	3.0	1.1	9.6	2.7	5.9	2.6	1.0
5,000億円以上	23.1	16.6	2.0	0.8	7.2	1.4	5.2	6.5	8.1

出典:JCFA·NIC会『平成16年版 貸金業白書』

《考察》市場全体からの超過需要の規模と国民利益への阻害について リスクプライシング・レベルを 18%とした場合

与信供与対象の範囲が限定

大手事業者においては、大量の与信供与拒否者、与信供与停止者の発生

中小・中堅貸金事業者は、事業規模の小ささからコスト改善が難しく、 既存利用者は勿論、新規与信供与が難しくなると思われる。

3. 超過需要となるキャラクター(個人プロファイル)

平成 17 年実績データから、18%リスクモデルに置き換えたケースで、与信供給の低下または、遮断される可能性があるキャラクター要素

- ◇ 18%リスクモデルとした場合、全ての資金需要者に対して、その影響を及ぼす結果となるが、特に、以下に示す 属性に合致する需要者へは、その傾向が強く現れる事となる。
- ◇ いずれも、他社借り入れ件数については、影響を及ぼす事となり、許容範囲が狭められることとなる。

中小・零細 企業勤務 賃貸住宅 ブルーカラー 小売り販売職 (例1)現場作業員 (例2)運転手など (例2)ウェイターなど

自営業 国保利用者

勤続3年未満

アルバイト 契約社員

4. 現行の金融システムにおける、資金需要者に対する受け皿について

◇一部の事業者を残して、マーケットが信用収縮を起こし、18%超リスクモデル層の受け入れ先は存在しない

1) 中小·零細事業者

・ 前述したとおり、規模の小ささから機械化等のコスト構造の変革が難しく、経営困難となる可能性が高い

2) 大手事業者

・ 前述したとおり、資金需要者への選別が厳しく行われることとなり、また同時に経営上、以下の事態が発生する可能性が容易に想定される。

(想定クライシス)

- ① 収益性低下により、ビジネスモデルの変革を余儀なくされる
- ・ チャネルの統廃合、集中化の促進と同時に大幅な人員整理(大規模なレイオフ実施)
- ② コスト効率性の悪化
- ・ マーケット全ての業態から与信供与を遮断された資金需要者の破綻急増に伴う貸倒れコストの急増
- ・ 収益性の低下から、格付け引き下げや調達先金融機関における調達金利の上昇による、全体的な調達コストの増加。
- ・ 一部の調達先金融機関からの貸し剥がしによる、資金繰りの悪化

* 大手であったとしても、上限金利引下げを端緒とした負のスパイラルが起きる可能性はあり、その結果、事業の 継続可能性が低くなる企業が出てきても不思議でない状態に陥る可能性がある。 即ち、企業の存続を賭けて

資産の優良化を図って行く必要があるため、中小事業者の資金需要者を受け入れる可能性はゼロに等しい。

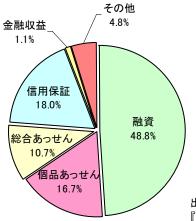
3) 信販・クレジット事業者

1

現状、信販会社大手の収益構造は、約 40%~60%が融資事業により得られているものであり、18%以下のリスクモデルにしか融資が出来ない場合、当然のことながら収益の圧迫に繋がると共に、大手消費者金融会社と同様のクライシスに見舞われる可能性もある。

今後においても、低リスク層への与信供与を行う事で、収益性低下を防いでいく事は充分考えられるが、敢えて、収益性の低い、高リスク層への取り組みを行う事は考えづらいものと思われる。

上場信販会社5社の営業収益の内訳 (2005年3月期)



出典:(社)金融財政事情研究会 『月刊消費者信用』(2005年9月号)

4) 金融機関(銀行)

現状、リテールへの取り組みの一環として無担保小口の消費性ローンの取り組みがメガバンクを始めとし、地銀クラスまで積極的に展開をしている。しかし、それらも消費者金融会社との保証提携により行われているのが実態である。即ち、銀行による個人向け無担保ローンの取り組みはオウン・リスクで展開されているものでないため、今後、消費者金融会社が上限金利引下げによる収益性の低下により、ビジネスモデルの見直しを図るに際して、収益性の低い当該事業から撤退する事も充分に予測される範囲であると考えられる。

 \downarrow

今後、景気回復基調が本格化するにあたり、銀行の本来の事業であるホールセールへ注力をしていくものと推測できるものの、ここ数年により個人向け無担保ローンへの取り組みは継続していくものと考えられるが、これまでにおいても、ノウハウの移転が行われていないところから、これまで通り、他社との保証提携による与信供与が中心となる可能性は高いものと考えら、その対象範囲の拡大も見込めず、これまで通り、18%以下のリスクモデルへの与信提供が中心となる。

◇ 消費者金融会社による銀行との保証提携状況

都 銀	三井住友銀行								
地方銀行		青森銀行	東北銀行	常陽銀行	関東つくば銀行	北陸銀行	富山銀行	福井銀行	スルガ銀行
地刀或1]	三重銀行	鳥取銀行	広島銀行	肥後銀行	福岡銀行	大分銀行	宮崎銀行	琉球銀行	沖縄銀行
第2地銀	札幌銀行	北日本銀行	福島銀行	大東銀行	京葉銀行	東和銀行	茨城銀行	長野銀行	岐阜銀行
第 2地 政	中京銀行	びわこ銀行	奈良銀行	高知銀行	香川銀行	島根銀行	福岡銀行	長崎銀行	沖縄海邦銀行

- ※ 上記は一部抜粋
- ※ 消費者金融5社における金融機関への保証提携の合計は209行

5) 銀行系消費者金融

・ 現在、東京三菱UFJ銀行系列としてモビット、DCキャッシュワン、三井住友銀行系列として、アットローンの計 3 社が夫々でアコム、プロミスとの資本提携を結んだ上でジョイントベンチャーとして展開をしている。しかし、ビジネスモデルとしては、夫々全てが、インターネットや電話を中心とした無店舗による事業展開をしており、そのマーケットの中心を首都圏においているところから、全国くまなくへの展開は期待できない。また、当事業もその収益性の低さから、高リスク層へターゲットを拡大するものとは考えづらい実態である。

 \downarrow

各行とも堅実な展開を行っていくものとは考えられるが、大手消費者金融会社や中小消費者会社が資金供給していたような資金需要者までのカバーを行う事は難しいと思える。

《結論》

社会的・経済的弱者に対する与信供給が遮断される可能性大

5. 行き場をなくした資金需要者は・・・・

◇このように、受け皿をなくした資金需要者について、一定の考察を加えてみる事とした。

- 1) 経済的破綻者の発生増大
 - 資金供給を遮断された需要者による経済的破綻の可能性が発生
 - ・ 英国 DTI(貿易産業省)による調査レポートによると、クレジットへのアクセスが狭いドイツ、フランスでは、債務不履行が起きた場合に社会・経済生活において深刻な被害を受けるとしている。
 - →公共料金・年金等の未納や生活保護者増加

- 2) 自己破産・民事再生・その他債務整理等でリセットを図る資金需要者の増大
 - ・ 本来、所得と負債のコントロールを失った資金需要者にとって、有用且つ必要な存在として「クレジット・カウンセリング」が挙げられることは、これまで議論のなかで明らかであるものの、実態としては、未だ全国を網羅したカウンセリング機関の整備が不十分な状況となっている。

(資料)

① 97年開催「ノンバンクに関する懇談会」(大蔵省銀行局長私的諮問機関/座長 蝋山昌一大阪大学教授)

一中間報告概要一

消費者信用の適正な利用と健全な発展のために、借り手側は自己責任の下で自己の返済能力に合った借り入れを行い、また、貸して側も返済能力に見合った与信を行う必要があるとして、以下の施策を必要として取りまとめられた。

- ・ 消費者教育の充実
- ・ カウンセリング機能の充実
- 与信審査の厳格化 ・信用情報の交流
- ・ 悪質業者の排除 ・ 消費者信用取引における法規定の整備

②日本のクレジット・カウンセリング機関の実態

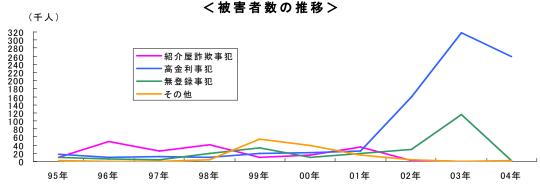
98 年に森嶌上智大教授を座長とした「カウンセリング研究会」が中間報告をまとめ、多重債務問題へ有効な対応として、第三者機関としてのカウンセリング専門機関の役割が重要とし、「日本クレジットカウンセリング協会」を抜本的に充実・改編を行う事が示された。しかし、債務整理に伴うカウンセリングを行う場合、弁護士法72 条(非弁護士の法律事務の取扱禁止)において、多くの弁護士が窓口設置に伴い必要となるところから、その費用が膨大なものになるため、結果として、現在、東京・福岡・名古屋の3 拠点のみの取り組みとなっている。

- 3) 一部はヤミ金(非正規業者)に流れる可能性も···
 - 00 年引き下げ時において、その因果関係は推測であるものの、明らかに同じ時期の動きとして、ヤミ金被害が増大している。
 - ・ 上記の証左として、03 年改正では、因果関係を明確としていないものの、その可能性は充分有るとして、 上限金利の見直しは見送られた。
 - ・ 過去の引き下げ時による直接的影響規模から、今回の改正は、想像を絶する可能性がある。 (資料)

① 前述の資料から、00年改正時の影響規模

改正時期	改正レベル	マーケット規模(億円)	影響規模(億円)
00年6月	40.004%→29.2%	171,356(95,948)	34,000
???	18.0%??	約 18~20 兆円	約 18~20 兆円
		(専業約12兆円)	(専業約12兆円)

② 00 年を前後とした、警察庁による金融被害集計



出典:警視庁生活安全局生活環境課

6. 貸金業制度の在り方について

- ◇ ここまで説明をさせていただいたように、上限金利の引き下げによる影響は計り知れないものとなる可能性があります。その上で、慎重且つ賢明なご判断を頂きたいと思います。しかし、市場における問題点、課題点があることも確かでございます。これらを解消していく事で、より国民に支持・信頼いただき、同時に国民利益に資したマーケットの構築が図れるものであると承知しております。
 - ① これまでにも一部業者による、過剰貸付・違法取立や、情報の非対称性等ありました。これらを、是正するためにこのような市場の失敗を認め、必要な制度改正のご検討をお願いします。
 - →参入規制の強化
 - →自主規制機関の機能強化
 - ② 経済的弱者救済への取り組み
 - →行政、司法と産業界協働の取り組みとして、全国規模のカウンセリング組織の構築
 - ③ 現行の貸金業規制法の現代化
 - →資金需要者保護を目的とした、取引実態に合わせた必要な改正
 - ・ 書面交付手続きの在り方
 - 「任意性」の明確化
 - ④金利制度の在り方の検討
 - →現状、金利制度として「出資法」(刑法)、「利息制限法」(民法)、臨時金利調整法(民法)が存在しており、また、資金需要者から見れば金利と同じものとして「手数料」としての定めが「割賦販売法」に有り、また、その中で、消費性ローンと事業性ローンが混在している状態にあります。
 - →このような現状のなかで、夫々における実態を調査した上で、今般国会で議論が行われております「金融商品取引法」のように供給者別への必要な制度の在り方について時間を掛け、ご議論いただきたいと思います。
 - ⑤ サービサー法の適用範囲拡大
 - →現状、サービサー法への適用債権として貸金業債権も扱える事となっておりますが、みなし弁済規定を準用している貸金債権については、サービサー法上では除外されている現状となっております。
 - しかし、資金需要者保護の観点から、みなし弁済適用債権を取り扱う事が出来るようにすることで、法に基づく遵法回収につながるものと考えます。

以上